

保証制度のポイント

創業フォローアップ保証(セカンド)

1 保証対象者

新事業創出支援資金(愛媛県融資制度)を利用し(または過去に利用した)、下記のいずれかに該当する方

ココをチェック!!

通常の保証料率より0.5%割引され、0.3%の低保証料率でご利用いただけます

2 資格要件

- (1)事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方
- (2)事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方

3 保証限度額

2,000万円以内(創業関連保証と再挑戦支援保証の合算)

ココをチェック!!

平成30年4月から創業関連保証の保証限度額拡充に伴い、1,000万円から拡充されています。

4 資金使途

運転資金・設備資金

5 保証期間

10年(据置期間1年以内含む)以内
ただし、新事業創出支援資金を併用する場合は、運転資金7年(据置期間1年以内含む)以内、設備資金10年(据置期間1年以内含む)以内

6 その他

※愛媛県制度融資を併用すると固定金利(1.5%)での調達が可能になります。(認定特定創業支援事業により市町の証明を受けた方は、貸付金利が1.30%になります。)

当協会では、以下(1)～(2)の通り創業者の各ステージに応じた創業支援に、地域密着かつ伴走型で取り組んでおります。

(1)創業時

「愛媛県中小企業制度融資(※①)」で創業時の資金調達をサポートします。

※①【愛媛県中小企業制度融資(新事業創出支援資金)の概要】

保証料率: 0.80% ⇒0.00%(愛媛県が全額補助)

貸付利率: 1.50%

市町が実施する認定特定創業支援事業を受けた方は1.30%

※市町長の証明書が必要です。

実施時期: 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(2)創業後

「創業フォローアップ保証(セカンド)」による創業後の資金調達と併せて「専門家による経営相談(※②)」により経営課題の解決をサポートします。

※②【専門家による経営相談の概要】

専 門 家: 公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ITコーディネーター、等

相談回数: 経営支援強化促進事業 3回

専門家活用事業 3回

費 用: 自己負担ゼロ

